

令和2(2020)年度 戦略産業牽引企業支援補助金

栃木県では、県内中小企業者等の皆様が実施する、「戦略産業」(次世代自動車、航空機、医療機器、ヘルスケア、ロボット産業)に係る技術・製品開発を支援するため、補助事業に係る事業計画の募集を行っております。

今後の市場拡大、新たな成長が見込まれる、戦略産業分野での“新技術”、“新製品”の開発をお考えの方は、ぜひ本補助金の活用をご検討ください。

※新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損等に迅速に対応する事業計画については、交付決定前の事前着手も補助金対象経費となります。

1 募集期間

令和2(2020)年4月7日(火)～5月13日(水) ※17:00必着

県ホームページ



2 事業計画を募集する補助制度の概要

(1) 補助金の名称

戦略産業牽引企業支援補助金

(2) 補助対象事業

(ア) 地域未来牽引企業の選定を受けた企業が行う、戦略産業(注1)に係る先進的な技術・製品開発等

(イ) 地域経済牽引事業計画承認取得済み企業(注2)が行う、地域経済牽引事業計画に基づいた戦略産業に係る先進的な技術・製品開発等

※注1 「戦略産業」とは、次世代自動車、航空機、医療機器、ヘルスケア、ロボットに関連する産業

(3) 補助対象者

県内に事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が5億円未満の企業で (ア)又は(イ)に該当する企業

(ア) 地域未来牽引企業枠

地域未来牽引企業の選定を受けた企業

(イ) 地域経済牽引事業計画枠

地域経済牽引事業計画(注2)の承認取得済み(承認申請中(注3))の企業

※注2 「地域経済牽引事業計画」については以下のページをご参照ください

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/mirai-tochigi.html>

注3 交付決定時に同計画の承認を取得済みでない場合は対象外

(4) 補助対象経費

- (ア) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (イ) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け又は修繕に要する経費
(補助対象経費総額の50%未満(注4))
- (ウ) 機械装置又は工具器具の借用に要する経費
- (エ) 外注加工に要する経費 (補助対象経費総額の50%以内(注5))
- (オ) 技術指導の受け入れに要する経費 (補助対象経費総額の10%以内)
- (カ) 技術・製品開発等に直接従事する者の人件費 (補助対象経費総額の40%以内)
- (キ) 知的財産権に係る出願等に要する経費
- (ク) 実証実験の委託に要する経費 (補助対象経費総額の50%以内(注5))
- (ケ) その他、知事が特に必要と認める経費

※ 注4 単価50万円未満の工具器具費については制限の対象外

※ 注5 外注加工に要する経費と実証実験の委託に要する経費の合計が補助対象経費の50%以内

(5) 補助金額

2,000万円以内 (補助下限額500万円)

(6) 補助率

1 / 2以内

(7) 補助期間

令和2(2020)年度内

3 応募方法

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 募集案内及び様式はホームページからダウンロードできます。
(URL : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r2senryakusangyou.html>)
- 募集案内を熟読の上、事業計画書を作成し、工業振興課まで持参又は郵送してください。
- 事業計画の内容等についての相談は随時受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 プロジェクト推進チーム
住所：〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁 本館6F南側
電話：028-623-3249 FAX：028-623-3945
Mail：kougyou-gobunyakyotsu@pref.tochigi.lg.jp

令和2(2020)年度 戦略産業牽引企業支援補助金

栃木県では、県内中小企業者等の皆様が実施する、「戦略産業」(次世代自動車、航空機、医療機器、ヘルスケア、ロボット産業)に係る技術・製品開発を支援するため、補助事業に係る事業計画の募集を行っております。

今後の市場拡大、新たな成長が見込まれる、戦略産業分野での“新技術”、“新製品”の開発をお考えの方は、ぜひ本補助金の活用をご検討ください。

※新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損等に迅速に対応する事業計画については、交付決定前の事前着手も補助金対象経費となります。

1 募集期間

令和2(2020)年4月7日(火)～5月13日(水) ※17:00必着

県ホームページ



2 事業計画を募集する補助制度の概要

(1) 補助金の名称

戦略産業牽引企業支援補助金

(2) 補助対象事業

(ア) 地域未来牽引企業の選定を受けた企業が行う、戦略産業(注1)に係る先進的な技術・製品開発等

(イ) 地域経済牽引事業計画承認取得済み企業(注2)が行う、地域経済牽引事業計画に基づいた戦略産業に係る先進的な技術・製品開発等

※注1 「戦略産業」とは、次世代自動車、航空機、医療機器、ヘルスケア、ロボットに関連する産業

(3) 補助対象者

県内に事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が5億円未満の企業で (ア)又は(イ)に該当する企業

(ア) 地域未来牽引企業枠

地域未来牽引企業の選定を受けた企業

(イ) 地域経済牽引事業計画枠

地域経済牽引事業計画(注2)の承認取得済み(承認申請中(注3))の企業

※注2 「地域経済牽引事業計画」については以下のページをご参照ください

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/mirai-tochigi.html>

注3 交付決定時に同計画の承認を取得済みでない場合は対象外

(4) 補助対象経費

- (ア) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (イ) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け又は修繕に要する経費
(補助対象経費総額の50%未満(注4))
- (ウ) 機械装置又は工具器具の借用に要する経費
- (エ) 外注加工に要する経費 (補助対象経費総額の50%以内(注5))
- (オ) 技術指導の受け入れに要する経費 (補助対象経費総額の10%以内)
- (カ) 技術・製品開発等に直接従事する者の人件費 (補助対象経費総額の40%以内)
- (キ) 知的財産権に係る出願等に要する経費
- (ク) 実証実験の委託に要する経費 (補助対象経費総額の50%以内(注5))
- (ケ) その他、知事が特に必要と認める経費

※ 注4 単価50万円未満の工具器具費については制限の対象外

※ 注5 外注加工に要する経費と実証実験の委託に要する経費の合計が補助対象経費の50%以内

(5) 補助金額

2,000万円以内 (補助下限額500万円)

(6) 補助率

1 / 2以内

(7) 補助期間

令和2(2020)年度内

3 応募方法

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 募集案内及び様式はホームページからダウンロードできます。
(URL : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r2senryakusangyou.html>)
- 募集案内を熟読の上、事業計画書を作成し、工業振興課まで持参又は郵送してください。
- 事業計画の内容等についての相談は随時受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 プロジェクト推進チーム
住所：〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁 本館6F南側
電話：028-623-3249 FAX：028-623-3945
Mail：kougyou-gobunyakyotsu@pref.tochigi.lg.jp